平成２８年（フ）第６５１号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－７棟909号
債務者　西村一二三
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７６４号
京都市西京区上桂北村町271―309、住民票上の住所京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地10棟206号
債務者　松林　千鶴
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７６７号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－１棟1203号
債務者　髙城　昭彦
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７４号
大阪府松原市上田７丁目17番19号、住民票上の住所大阪市西区新町４丁目17番７―304号
債務者　丸山　敦士
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４８０号
堺市東区菩提町４丁162番地１　エトワール住吉105号
債務者　後藤　洋子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５１９号
大阪府羽曳野市島泉５丁目６番25号、前住所大阪府羽曳野市誉田３丁目18番19号
債務者　二宮　達夫
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５２０号
大阪府羽曳野市島泉５丁目６番25号、前住所大阪府羽曳野市誉田３丁目18番19号
債務者　二宮　和美
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５７０号
堺市南区御池台２丁７番６―107号
債務者　西栫ゆきみ
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第６地割80番地２　三堤住宅２号棟23号
債務者　山崎真由美
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２５号
和歌山県田辺市龍神村柳瀬528番地　１号棟、前住所和歌山県田辺市龍神村福井578番地の１
債務者　磯崎　舞里（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第３０号
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見1429番地の１
債務者　沖本　恭明
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第３８号
福岡県大牟田市大正町６丁目４番地11　グリーンコーポ201号
債務者　平田　政子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第２２号
北海道日高郡新ひだか町静内神森66番地の７
債務者　畑　　美穂
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第６５４号
千葉県市川市富浜３丁目５番19号　（メゾンローゼＥ105号）
債務者　河上　美穂
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６６７号
千葉県浦安市日の出１丁目３番４―1107号　海風の街
債務者　小笹　貴之
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６８３号
千葉県船橋市本中山６丁目13番３号
債務者　古木　美識
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７０１号
千葉県市川市本行徳20―２　エトワールハヤシ201号室、住民票上の住所千葉県市川市柏井町２丁目1412番地４
債務者　行　　真悠
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係